



別記第七号の四様式（第七条、第十一條、第十三條、第十四條関係）

日本国政府法務省



指 定 書  
DESIGNATION

氏 名  
Name  
NGUYEN NHAN

国籍/地域  
Nationality  
ベトナム

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の次の下欄の規定に基づき上記の者が本欄において行うことができる活動は次のとおり指定します。  
According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration Control and Refugee-Recognition Act, the above-mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows.

「技能実習」の在留資格をもつて、又は出入国に管理すべき難民認定法第七の五の条第一項第一号の活動（平成一二年法務省告示第三十号）を第三十号で在留している者が、当該機関との契約に基づいて引き続き従事する活動。

記

機関名 株式会社大阪シーガル

(本店所在地) 東京都板橋区新塚七丁目18-12



日本国 法務 大臣  
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

